

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成28年7月15日（平成28年（行情）諮問第465号）

答申日：平成29年8月4日（平成29年度（行情）答申第174号）

事件名：特定地方裁判所に正式に提出された国有林査定全図等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月24日付け特定記号第229号-2により特定森林管理局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、査定簿、国有林境界査定図（甲第三号証の一、二）（以下「査定図」という。）から、正式に作成された査定全図及び黒塗りされている国有林の所在地等の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、次のとおりである（なお、意見書及び審査請求人が添付している資料の内容は省略する。）。

（1）査定簿の査定標番号を基に、査定図を検証すると、国有林と民有地との境界の概要が把握できます。

しかし、この方位と距離だけの査定方法では、国有地及び民有地の面積を積算することは不可能であります。

面積の積算ができないことは、十三枚の査定図のうちの四と五である、査定図に、実測した旨の記載は一切ないことから明らかです。

十三枚の査定図に積算されていない面積を、全体として実測したというならば、この個々の査定図以外に、面積を実測し、計算した積算表がなければなりません。

また、査定全図には、この十三枚の査定図の何枚目がどの部分に該当しているのかの記載がないだけでなく、甲第二号証として提出された査定図の四と五に該当する部分のみが詳細に記載されています。

また、査定全図には、沢の名前が記載されていますが、査定簿には、

そのような記載は一切ありません。

特に、査定図の四・五及びその部分の査定簿には、境界を確定する際に重要とされる、道路（現在の国道）及び特定地の記載が全くないにもかかわらず、どうして、査定全図では、この部分に四・五を特定できたのかがわかりません。

本来ならば、十三枚の査定図を貼り合わせたものが査定全図となるのですが、査定図と査定全図の精度があまりに違いすぎるのも理解できない点です。

なぜ、実際に査定した結果を記載した査定簿に記載されていないものが、全図には記載されているのでしょうか。

さらに、実際に、査定全図に記載されている実測が行われ、その面積が合計三千四百七十六町であるならば、査定簿にも面積を計算した旨の記載がなければなりません。

また、査定簿から、査定全図が作成されたとするならば、査定簿以外に、面積を積算した積算関係書類がなければなりません。

これらの関係が明確にされないならば、査定全図は、査定簿から作成されたものではないこととなります。

査定簿から作成された、本来の「国有林境界査定全図」か、面積を詳細に積算した、積算関係書類を開示することを求めます。

- (2) 場所を開示することは、訴訟において当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとされるが、具体的にはどのような事柄が「おそれ」とされるのかを具体的に示す必要があります。

訴訟は継続しているとされますが、最高裁判所の判決は出ており、国が勝訴しているということならば、国の立場は確定しており、不開示とする理由はなくなっていると判断すべきと考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分における開示決定の状況等

審査請求人の行政文書開示請求に対し、処分庁は、以下の一部開示決定を行った。

- (1) 本件請求文書2（別紙1の2）の「甲第二号証の基となっている、国有林境界査定簿（甲第四号証と同様のもの）」については、本件開示請求者（審査請求人）から請求された「行政文書の開示の実施方法等申出書（平成27年12月3日付け、特定記号第177号-2）」にてA3版58枚を交付済みであり、更に「保有個人情報の開示の実施方法等申出書（平成28年1月29日付け、特定記号第221号-2）」においても同様のA3版58枚を交付済みであることから不開示とした。
- (2) 開示文書に記載された個人名、事件番号、調書での聞取内容、判決日等の年月日及び個人の住所については、法5条1号に規定された個人に

関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので、不開示とした。

- (3) 国有林の住所のうち村以下の表示については、国の争訟に係る事務に関連する情報であって、公にすることにより、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条6号ロに該当するので、不開示とした。

2 訴訟について

- (1) 特定村内の特定の国有林について、明治時代以降、国有林として管理されてきたが、特定年b以降に複数の者が当該国有林が私有地であると主張するようになったことから、国は、特定年月aに土地の所有権確認訴訟を特定地方裁判所Aに提起（以下「本件訴訟」という。）し、特定年月bに特定地方裁判所Aが国の請求を認容する旨の判決を言い渡した。その後、特定高等裁判所A及び最高裁判所において審理されたが、いずれも国の所有を認める判決が言渡された。

- (2) 原処分を決定した時点においては、本件訴訟に対する「国の訴訟提起は違法であったことの確認等」を求めて、「不法請求排除請求訴訟」が特定年月cに提訴され、特定年月日a付けで特定地方裁判所Bが却下、その余の請求を棄却判決された。また、特定年月日b付けで特定高等裁判所Bが控訴に対し棄却判決された。さらに、特定年月日cに最高裁判所で上告提起及び上告受理申立による事件記録の送付を受け、審理中であつた。

なお、特定年月日d付けで最高裁判所において、上告棄却及び上告審として受理しない旨の決定が告知された。

3 原処分を維持する理由

諮問庁としては、原処分において不開示とした部分については、処分庁の判断は妥当であり、原処分を維持することが適当であると考えます。

- (1) 審査請求の趣旨（上記第2の1）の「査定図から、正式に作成された査定全図」の開示の求めについては、開示請求において審査請求人が特定して請求した行政文書である「国有林査定全図（甲第二号証）」を開示しており、原処分を維持することが適当である。
- (2) また、「黒塗りにされている国有林の所在地等の開示」の求めについては、「甲第四四号証の一」及び「甲第六三号証の二」の不開示とした国有林の住所のうち村名以下の表示は、原処分を決定した時点において、裁判で係争中の事案に係る情報であり、仮にこのような情報を公にすると、訴訟の一方当事者である国が、具体的な訴訟に対処するために内部的に行った検討の経緯や対応方針に係る意見交換に関する情報が明らか

となり、林野庁内部や所管法務局との検討・協議に支障を来したり、個々の訴訟における国側の適切な対応を困難にするおそれを否定できず、訴訟における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められることから、当該不開示部分は法5条6号口の不開示情報に該当するため不開示としたことは妥当であり、原処分を維持することが適当である。

なお、原処分を決定した時点において、特定年月日cに最高裁判所が、上告提起及び上告受理申立による事件記録の送付を受け、審理中であった。

4 その他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記3の判断を左右するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年7月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月28日 | 審議 |
| ④ | 同年8月23日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年7月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年8月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、文書2については審査請求人が行った別件開示請求において既に交付済みであるとの理由から不開示とするとともに、文書1及び文書3の各一部（以下「本件不開示部分」という。）を法5条1号及び6号口に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしている。

本件開示請求は、別紙1記載の本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求書には、特定の民事事件に係る判決書の抜粋部分（4枚）の写し（以下「添付書面」という。）が添付されている。したがって、本件開示請求に対しては、本来、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないでこれを拒否（存否応答拒否）すべきであったとも考えられることから、以下、この点について検討する。

2 存否応答拒否とすべきであったかについて

- (1) 本件開示請求は、別紙1記載の本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求書の添付書面には、係争対象とされた特定国有林に係る管理の経緯、関係するとされた特定の土地の位置に係る情報のほか、

当該事件の被告の主張内容等が具体的に記載されていることが認められる。

そうすると、本件開示請求の対象となる文書の存否を答えることは、添付書面に記載された内容から、特定の者が国有林に関して訴訟を提起されたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

- (2) 諮問庁から添付書面に相当すると考えられる判決書の写しの提示を受け、当審査会において確認したところ、当該判決書は、特定個人らが被告とされた土地所有権確認訴訟（本件訴訟）に係るものであることが認められる。

本件開示請求書の添付書面は、上記特定個人の姓、その他の個人の氏名、特定国有林の具体的な地番等が黒塗りされており、本件訴訟における判決の内容が広く一般に入手可能であるとも認められないから、本件開示請求書及び添付書面に記載された情報は、被告とされた特定個人らを識別することができるものとはいえない。

しかし、添付書面には、上記(1)のとおり、本件訴訟に関する具体的な事実関係等が記載されており、これらによれば、本件開示請求書及び添付書面に記載された情報のみによっても、関係者など一定範囲の者には当該事件の被告が特定個人らであることが特定される可能性は否定できず、特定個人らが本件訴訟を提起された事実が知られることとなって、その権利利益を害するおそれがあることは否定し難い。

したがって、本件存否情報は、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

- (3) そして、本件存否情報については、法5条1号ただし書イに規定する公表慣行があるとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。
- (4) 以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったものと認められるが、原処分においては既に本件対象文書の存在を明らかにしてしまっており、原処分を取り消して改めて存否応答拒否とすべき意義はない。

したがって、本件対象文書の一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

4 付言

本件においては、上記2のとおり、本来は法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったが、その点を措いたとしても、本件の原処分には、以下のとおり、不適切な点があったと認められる。

すなわち、処分庁は、原処分に係る開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」欄に、別紙2のとおり、本件請求文書（別紙1）とほぼ同一の文書名を記載した上で、そのうち文書1及び文書3に該当する各文書について一部開示した一方で、文書2については、別件開示請求を受けて既に開示済みであるとの理由で不開示とした。しかし、まず、①別件開示請求を受けて同一文書を当該開示請求者に既に開示済みであるとの事情は、それ自体は行政文書を不開示とする理由とはなり得ず、上記理由で文書2を不開示としたことは甚だ不適切であった。また、②仮にある文書を不開示とするのであれば、開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」欄に当該文書の名称を記載すべきではなく、さらに、③別紙1の1及び3に該当するものとして開示した各文書につき、その名称を秘匿すべき事情はないのであるから、当該欄には、各文書の名称を具体的に記載すべきであった。

処分庁においては、今後、これらの点に留意しつつ、法の趣旨にのっとった適切な対応をすることが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号口に該当するとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、結論において妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件請求文書)

公開を求める文書

- 1 特定地方裁判所 A の判決文，10・11 頁には，特定年 a ごろ国有林境界査定簿（甲第四号証）に登録され，また測量に基づき国有林査定図（甲第二号証），国有林境界査定図（甲第三号証の一，二）が作成されたと記載されています。

国有林境界査定簿（甲第四号証）及び国有林境界査定図（甲第三号証の一，二）は先の公開請求に対し，開示されましたので，査定標を精査する中で，当方が保管している甲第二号証の測量の表記が，開示を受けた境界査定簿と形式が異なっているだけで無く，査定標の番号も異質なものとなっています。

当方が保管している甲第二号証と裁判所に正式に提出されたものが同じものかどうかを確認するために，裁判所に正式に提出された甲第二号証の開示を求めます。

- 2 更に，この甲第二号証の基となっている，国有林境界査定簿（甲第四号証と同様のもの）
- 3 特定地方裁判所 A の判決文，14・15 頁に記載された，甲第四〇号証の一・二，四四号証の一・二，六三号証の一・二

別紙 2 (本件対象文書)

文書 1 特定地方裁判所 A の判決文，10・11 頁には，特定年 a ごろ国有林境界査定簿（甲第四号証）に登録され，また測量に基づき国有林査定図（甲第二号証），国有林境界査定図（甲第三号証の一，二）が作成されたと記載されています。

国有林境界査定簿（甲第四号証）及び国有林査定図（甲第三号証の一，二）は先の公開請求に対し，開示されましたので，査定標を精査する中で，当方が保管している甲第二号証の測量の表記が，開示を受けた境界査定簿と形式が異なっているだけでなく，査定簿の番号も異質なものとなっています。

当方が保管している甲第二号証と裁判所に正式に提出されたものが同じものかどうかを確認するために，裁判所に正式に提出された甲第二号証の開示を求めます。

文書 2 更に，この甲第二号証の基となっている，国有林境界査定簿（甲第四号証と同様のもの）

文書 3 特定地方裁判所 A の判決文，14・15 頁に記載された，甲第四〇号証の一，二，四四号証の一・二，六三号証の一・二